平成30年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」

第2回

第2回	
日 時	日時: 平成 30 年 11 月 5 日 (月) 9時 30 分~11 時 30 分
開催場所	横浜市庁舎 5階関係機関執務室
出席者	西尾委員、青木委員、生田委員、坂田委員、松木委員、岩屋口委員、星委員、大野委員、辻川
	委員、小林委員、宮川委員、角田委員、中根委員、鈴木委員、小野委員 (15名)
欠席者	赤羽委員、栗原委員
オブザーバー	都筑区高齢・障害支援課、障害企画課、高齢施設課、高齢在宅支援課、横浜家庭裁判所
事 務 局	健康福祉局健康福祉局福祉保健課、横浜生活あんしんセンター
開催形式	公開 (傍聴者0名)
議題	【議事1】平成30年度分科会3 (H30・7・31) の振り返りについて
	【議事2】平成30年度 第2回 分科会3の検討内容について
	【議事3】第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール 平成30 年度
	【議事4】意見交換
	(1) 第4期横浜市地域福祉保健計画原案(案)<成年後見制度利用促進基本計画部分>について
	(2) 中核機関の設置に向けて
	(3) 横浜市で権利擁護の取組を進めるために各団体で実施できること
決定事項	横浜市では平成32年度までに中核機関を1箇所、市の協議会を1箇所、区の協議会を各区に設

議 事 開会

(事務局) おはようございます。この分科会も、今回から中身の問題の議論に入れる段階になりました。来年度の予算編成に向けて、横浜市としてどのようなものがふさわしいのか本格的な議論をしていきたいと考えております。横浜生活あんしんセンターとしては、横浜市民にとってどのような成年後見の利用促進が良いのかざっくばらんに議論していただいた上で具体化していきます。本日の議論を踏まえて次年度以降の目標も定まってくるのでよろしくお願いします。

置する方向性を確認。具体的な機能等については、部会を立ち上げ、その中で検討していくこ

- 1 平成30年度分科会3(H30・7・31)の振り返りについて
- ・事務局より資料1について説明

とについて、各委員の了承を得た。

(西尾分科会長)前回の分科会の振り返りをしていただいた。確認、質問事項はあるか。前回、国の計画に基づき中核機関や協議会をどう具体化するか、横浜の実態を踏まえて積極的なご意見をいただいたので、この後、事務局でまとめている具体案についてご議論いただきたい。

議事

2 平成30年度第2回分科会3の検討内容について

- ・事務局より資料2について説明
- (西尾分科会長)本日の会議のポイントと今後のスケジュールについてご説明いただいた。質問、確認等はあるか。第4期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメントでいただいたご意見と、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会でのご意見を踏まえて、原案(案)の提案があり、これについてより具体的な中核機関や協議会の役割や機能について議論をいただきたいということである。よろしくお願いする。
- 3 第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール 平成30年度
- (1) 第4期横浜市地域福祉保健計画原案(案) <成年後見制度利用促進基本計画部分>について
- 事務局より資料4-1~4-4について説明
- (西尾分科会長) 8月の策定・推進委員会でいただいたご意見、パブリックコメントでいただいたご意見のうち、計画に反映したものの確認、あわせて計画原案の資料編に盛り込むべき成年後見制度に関する状況データを確認いただきたい。質問、確認事項はあるか。ご意見を踏まえて具体的な中核機関の設置や協議会の役割等について議論を深めていきたい。

(2) 中核機関の設置に向けて

- 事務局より資料5-1~5-3について説明
- (事務局)横浜生活あんしんセンターの他に、横浜市内には法人後見を実施している団体が5 団体ある。仕組みづくりが必要だということが、お分かりいただけたと思う。

資料5-2、中核機関と横浜市の関係について、事務局としては、中核機関は市内に1箇所、協議会は、横浜市にひとつ、さらに18区にひとつずつ置きたいと考えている。これについて意見をいただきたい。

横浜市の協議会については、市域の課題を専門職団体や関係機関が検討する場と考えている。横浜市は広域なので、18 区それぞれがどのように進んでいるか把握、評価し、全市的に進むようにする場をイメージしている。区の協議会は、18 区に設置を考えている。動きが遅い区やきちんと権利擁護をとらえていない区もあるという意見もいただいているので機能の調整や周知ができるとよい。

参考資料③について、具体的に中核機関・後見人の支援や(4)横浜市市民後見人バンク登録者の支援等については、既に成年後見サポートネットの中で行っている。成年後見サポートネットのメンバーは、区社協、・地域ケアプラザ、基幹相談支援センター、後見的支援室、高齢・障害支援課等である。それぞれ区と専門機関や専門職団体の代表が加えられ18区で既に行われている。成年後見サポートネットを強化する仕組みを協議会で検討する。求められているような区域の課題分析や、どのような手を打っていくかは区単位で考えていくべきなのでその役割もある。被後見人がメリットを感じられているかのモニタリングやチーム支援を協議会の役割と考えている。

協議会構成案は、金融機関も入れておくべきとのご意見もあった。中核機関については、 市協議会の事務局機能を兼ねると考えている。中核機関には、事務局機能や推進の司令塔 機能も求められている。区域、市域の課題を協議会で検討して進めていくために必要な仕 組みを企画調整する役割や区域の相談支援の助言の役割、専門職団体との連携強化も必要と思われる。18 区それぞれ対応していただく中、困難なものの調整をしっかり受け止め、中核機関で対応することも必要である。具体的な方策と合わせて企画調整機能を中核機関に持たせ、横浜市と中核機関の仕組みづくりを考えて実行してもらう。家庭裁判所は、中核機関と連携する役割である。この方向性で、来年度検討を進めていこうと思っているが、本日は、この方向性や、中核機関と協議会の設置単位等について、皆さんからご意見をいただきたい。

- (西尾分科会長) 中核機関の設置に向け、権利擁護のニーズの増加に関する資料の説明、中核機関の具体的な役割とイメージの説明をいただいた。まず、データについて何か意見や質問はあるか。今後、成年後見制度のニーズが増加する中、利用促進を図らなくてはいけないということで整理をされている。
- (岩屋口委員) 今後の話になるが、そもそも論から考えると成年後見制度の利用が進まないから利用促進法ができ、かつ具体的計画にしたのが基本計画である。基本計画の中では、「利用者のメリットが実感できるしくみづくり」があった。そうすると一般の利用者がどのように考えているかを考えなくてはいけない。前回の振り返りの資料1、下の行から10行目、「誰が来てもそこで受け止める仕組みが必要」という意見があった。一般の市民が相談に行った時にワンストップで相談を受け止めどこかにつなげる、例えば親族後見人だったとしてもどこかに相談して解決されるような仕様にするという部分は、これから検討するのかと思うが、横浜市370万人を受け止める時、資料5-2の中に相談を受け止めるところがないので、既存の相談機関で今までどおり受けるのでなく、中核機関のような後見専門窓口を立ち上げた方がよいという意見である。
- (**西尾分科会長**) ワンストップで受け止めて解決できるような窓口のイメージを考えるべきということ。
- (事務局) たくさんの機関がある中、利用者が迷わないように、相談先がはっきりしていることは重要である。参考資料①、上の方が地域の関係者、地域の相談支援機関、中核機関まで入った縦軸の中でみると、成年後見制度の利用と意思がはっきりしている方はワンストップの流れが重要だが、相談受付のところで、権利擁護が必要かどうかの判断を相談機関がきちんとしなくてはいけない。そこに中核機関の機能も一部重複しているが、この中で日頃の区域の相談機関で対象者をきちんと捉え、検討が必要かどうか判断しつつ、制度の適用が必要となれば下の流れになるが、見守りが必要、日々の支援が必要となると身近な区域の機関で対応する流れになる。両方の流れの方が対象者としていることを踏まえて、専門的な相談ができるところと、区域の相談を、合わせて育てていかなくてはいけない。今後の取組に取り入れたいと考えている。
- (松木委員) 資料 5-2 のイメージ図でようやく形が見えてきたが、中核機関と区の協議会は常設で維持するのか、そうでなく必要に応じて集まるような会議体のイメージなのか。
- (事務局) 中核機関は常設。協議会は、年に何回か必要に応じて決まった形で集まることを考えている。
- (松木委員) そうすると、個々の相談を協議会で対応することは、想定していないのか。

- (事務局)様々なニーズを抱えている方がいるので、成年後見制度を利用したい方もいるだろうが、そうでない方がこの制度を知り、利用の検討をする機会を作ることが利用促進法のキモになるので、日々の相談の中で、協議会の構成でいうと区の福祉保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センターや医療機関の方等、関係者できちんとニーズを拾い上げて相談対応するということが必要である。
- (**松木委員**) 中核機関を常設するとのことだが、もう少し具体化できるイメージで考えているのか、答えられる範囲で教えて欲しい。
- (事務局)場所はどこかに定めなくてはいけないが、成年後見制度利用促進法でも言っているように、専門的助言のバックアップが必要になるので、各専門職団体の方とは別途協議させていただきたい。区域で対応しかねるもの、後見事務や後見活動等の具体的な活動内容について専門的な助言が必要な親族後見人がいる等、きちんと対応できる仕組みを、中核機関の中に何らかの形で置きたいと考えている。

また、前回の議論にもあったが、中核機関を横浜市が直接行うのか、委託のような形で行 うのか、中核機関に何の役割を持たせるか議論した上で、運営を委託にするか横浜市が直 接やるか判断したいと考えている。

- (西尾分科会長)協議会のイメージは、分科会3のような、関係のある方々が入って課題を検討するもの。もう少し多様な関係機関を入れていく必要がある。協議会は、市協議会と18区の協議会に分けて運営していくイメージ。中核機関は常設の機能を持ち、直接行政が担うのか委託などをしていくのかは今後の検討が必要ということ。
- (大野委員) 相談機関について、ワンストップサービスは基礎的ではあるが、実際、相談を受けている立場から言うと、相談そのもののステージが多様なため、プライマリーな相談から申立てを前提とした相談まで、相談の質によりいろいろである。その意味では、多様な相談機関があってしかるべきだと考えている。
- (西尾分科会長) 相談対応の窓口のイメージは、ワンストップで常設が明確になっていることのメリットはある。課題からすると必要性が認識されるプロセスもかなり難しいところがあり、そこを支援することを考えると様々な相談機関が必要ということを浮かび上がらせてくれるような支援体制、そこを支援する必要がある。多様な相談機関が必要だということがわかってもらえたかと思う。
- (宮川委員) 話を聞いていると、中核機関は、実際の相談窓口より仕組みづくりが重点に思えるが、実際にここに相談すれば対応してくれるのか。今まではあんしんセンターがあるので、家族はそこにいけば安心というイメージがあったが、もう一つ中核機関ができるとどちらに行ったらよいのか迷いそうである。窓口が大きくなるとどこに相談したらよいかよけいわからなくなることがよくある。中核機関はコーディネーターのような、仕組みづくりをするところなのか、横浜生活あんしんセンターと同じ役割なのかわかりにくい。
- (事務局) おっしゃるとおり、中核機関の具体的方策に、既に横浜生活あんしんセンターがやっている機能が入っているので、両方のことを受け止め企画調整も行うことを考えている。 具体的にどのような内容はどちらにと切り分けができるのかどうか、今後、議論を尽くしていかなくてはいけない。基本的には相談があったところでしっかり受け止める体制で対

応する。

- (宮川委員)内容は、はっきり国から示されているのではないのか。市の方で解釈してやっていけるのか。
- (事務局) そこはある程度、参考資料①②で示されているが、横浜市は全国で一番大きな基礎 自治体で、既に取組がされている豊田市等とは規模が違うので、そこは自治体に応じた運 用をした上で機能は保たなくてはいけない。
- (中根委員) 地域には、多様な機関が相談の窓口として設置されていて、それがネットワークとしてつながることでワンストップを形作るというのがひとつの協議会の形と考えて良いか。例えば、それぞれ持ち寄った成年後見のニーズにどのように対応すべきかという個々のケースも検討するのが協議会の機能だとすると、相談支援に関する半ば実行部隊の役割と区域の成年後見権利擁護の課題を抽出する役割の2本立てになるのか。もうひとつ、地域には地域課題に関して自立支援協議会もあるので、そことの関係もどうなってくるのか複雑になる。どのように考えているのか伺いたい。
- (事務局)全部のケースを協議会に諮るということは考えていない。ニーズを相談支援機関で拾い上げ、制度の利用が必要かどうかご本人の意向を踏まえ、アセスメントをしっかり行わないと、その方をどうするかは決められない。個人情報の兼ね合いもあるので、後見等に至る前に、日々の支援体制の小さな支援チームである、ケアマネージャー、後見的支援室の方等で吟味し、迷うような案件の時に協議会に諮るというイメージである。その中で、こういう事例だと制度が必要等、検討することで皆のスキルが上がることを考えている。ネットワークの関係でいうと、障害分野では自立支援協議会、高齢分野なら地域包括ケア会議など様々な会議がある。役割分担をしながら、目指すところは地域共生社会で、「成年後見はそれを目指すひとつのツールである」と国も書いているので、既存の組織と役割分担をしながらやっていきたい。18 区ではないが、権利擁護関係を検討している自立支援協議会も既にあるようなので、区域の特性を活かしてどのような協議会を作っていくべきか検討したい。
- (角田委員) 再確認したいのだが、中核機関の運営は、市が行うのかどこが行うのかはこれか ら決めるのか。
- (事務局) 既存の横浜生活あんしんセンターでやってもらっている部分があるので、母体は横 浜生活あんしんセンターにやっていただくことがひとつの案として考えられる。中核機関 にさらにいろいろな機能や役割が必要だということならば、次のステップの中で考えなが らやりたい。
- (宮川委員)前回も発言したが、横浜生活あんしんセンターを拡充して中核機関の内容を取り 入れてやった方が早いと思う。
- (事務局) 今の段階で横浜生活あんしんセンターに任せるとは立場上言えないが、既存の事業を含めて拡大していくことが中核機関に求められると意見がまとまれば、当然その先に、あんしんセンターの機能強化を含めてお願いすることもあり得る。現状では、そこまで中核機関についての議論が具体的なものに定まっていないので、今後、さらにご意見をいただき、検討していきたい。

- (坂田委員) 障害者の家族だが、今、障害者の人達は計画相談をしないと来年の4月から福祉 サービスを受けられない状況にある。計画相談を進めた時、相談の中で後見人が必要等、 出てくるだろうが、協議会の構成の中に計画相談の事業所は入らないのか。基幹相談支援 センターとは別なのか。入れた方が良いと思うが、高齢の場合はケアマネージャーがつい て後見人が必要と考えるが、障害の場合は親御さんと本人の関連もあり、後見の期間が長 いという難しさもあるがいかがか。
- (事務局)前回の意見でも後見的支援室が寄り添い型で長い期間に関わっていることを踏まえ、 支援機関として入れているが、計画相談も先程意見が出ていた。区では計画相談の支援事 業所のスキルを上げたり情報を共有したりと自立支援協議会の中で部会を持っているとこ ろもあるので、ご意見を参考に身近な支援者という立場で参画してもらえるように検討し ていきたい。
- (西尾分科会長)構成として挙がっているが、具体化していく時には、区の実情により検討していくことになるだろう。区の協議会については、現状の成年後見サポートネットをベースにしながら機能を発展強化していく面もあるので、現在、どのような動きがあり、どのような役割を果たしているのか、私達も知っておくと区の協議会のイメージをつかみやすいと思う。どなたか関わっている方はいるか。
- (**星委員**) 成年後見サポートネットは各区にあるが、主に事例検討を行っている。最近は市民後見人バンク登録者が参加するので、ケーススタディーの事例検討を一緒にミニ勉強会を行う等している。協議会で新しい内容が入ってくるとずいぶん変わってくるかと思うので、ゼロベースで検討していかないと今まで事例を探すところから苦労しているので、課題を持ち込んで解決できるのか、現実には大変だと感じている。
- (大野委員) 成年後見サポートネットは各区に設置されているが、その中で主に行われているのは、事例検討の形である。以前はセーフティーネットのケースを検討する機会が多かったが、最近は、市民後見人の方が参加しており、市民後見人は、教育的な業務もあるので、ケーススタディーの事例検討をやることが多くなっている。実際には、ミニ勉強会もやっている。そこに、協議体の新しい形が入ってくると、役割や内容が大きく変わってくる可能性があるので、ゼロベースで変えていくことを検討してもらわないといけない。今までのやり方だと毎回事例を探すところから皆さん苦労をしているので、課題を持ち込んで検討できるのかは現状大変だというイメージを持っている。
- (小野委員)確かに成年後見サポートネットは事例検討を中心にやっている。この協議会という形でみると基本的には成年後見サポートネットの発展型と考えて良いと思う。成年後見サポートネットそのものが事例検討や相談される地域の方のスキルアップをやっているので、これが協議会になり、課題検討あるいは、課題解決型の組織となれば、ある程度調整的なものが必要となってくるだろう。区レベルのあり方では、現在の成年後見サポートネットが参考にはなるが、同じ組織にするには感触として難しいと感じる。
- (西尾分科会長) 私が発展系と話したのでご意見をいただいた。役割や機能は新たにきちんと 位置づけて立ち上げなくてはいけないということ。区の協議会も常設ではないものの一定 の事務局機能がないと進行管理や運用が難しいと思うが、そのへんはどのように理解した

らよいか。

- (事務局) 成年後見サポートネットの形も変わってきており、協議会とイコールでは難しいと思っている。ただ、サポートネットが後見人の支援も含めてできている部分を生かしながら、今後の機能を検討していきたい。また、当然、事務局機能も必要で、横浜市の責任で推進していかなくてはいけないと明記されているので、区でしっかり受け止めながら進捗管理もしなくてはいけない。18 区で権利擁護が必要な方を支援する体制を整えていきたい。
- (小野委員) 今の話を聞いていると、区域の協議会はある程度形を作らなくてはいけない、結果を出さなくてはいけないという仕組みなので、その意味では成年後見サポートネットとは違う。区域の協議会について、成年後見サポートネットが区域の協議会となるのか、別の形で残るのか残らないかの整理が必要だと思う。具体的な話になると、権利擁護事業を行う区社協あんしんセンターでは、精神障害の方の相談はかなり多く、なおかつ支援が難しいケースが多い。区域の協議会のメンバーについて「全区で統一する形が望ましい」と説明があったが、もし、区毎に参加メンバーの柔軟性があるならよいが、全区でメンバーを統一するのであれば、是非、精神障害関係の生活支援センターも入れてもらわないといけない。また、区の協議会が開かれる都度、市の協議会の方も助言の立場で参加していただきたい。
- (西尾分科会長) 精神障害の方のニーズも挙がったが、辻川委員はいかがか。
- (辻川委員) 区の協議会について、精神障害の方の相談で困っていると聞いている。精神障害の当事者の方は難しい相談が多く、例えば、本人が後見人等に不信感を持っていると支援がうまくいかないケース等もある。個別の事例に我々が関わることが大事だと考えている。わからないのだが、区の協議会は、個別の事例検討はしないということか。個別の事例検討でなら役に立てるかと思う。また、中核機関の役割で「区の相談支援のバックアップ」は、具体的にどのような想定をしているのかわからないので伺いたい。
- (事務局) 質問の1点目、区域の協議会で個別事例検討を行うのかについて、どこまで個人情報を扱うかの問題はある。具体的にうまくいかない事例や利用者が困っている事例は、支援者や関係者がきちんと状況を把握し、適切に対応していく必要がある。事例の検討は区域の協議会で行うことで、皆さんの支援のスキルアップにもつながる。本来必要とする方が制度につながるために、協議会での協議内容等は、これから具体的な検討をして行きたい。質問の2点目、「区の相談支援のバックアップ」について、中核機関は常設であり、専門職団体の方の助言も確保する必要がある。困難な案件があった場合の相談支援者の相談を受ける機能やスキルを高めていくため、例えば区域で研修を企画された時には、専門職団体と連携しながら研修を実施すること等を考えている。
- (鈴木委員)関係者のスキルを高めるのは大事だが、そもそもシステムは利用促進なのでそのようなものをやっている時間があるのか、もっと即行性が必要なのではないかと思っていた。職員の相談機関や自立支援協議会でも分科会でも関係機関の資質向上はいろいろやっているので、重ならないような即行性があるものを考えるべきだと思った。もうひとつ、資料5-2に挙げられている構成機関は必要だと思うが、おそらくまた何か新たな事業がオンされるのかという印象を関係機関は持たれると思う。市の中核機関や協議会を表にして

いただき、どれだけ重なっているのか見てみたい。必要性はわかるが具体的にどのような ことまでやる必要があるのか、やらなくてはいけないのか整理をしてもらえるとありがた い。

- (宮川委員)資料の中で緑色になっている横浜市協議会について、市でひとつ、18 区にもできるとどこが音頭を取ってやるのか決まっていないのか。もし、あんしんセンターなら区の社会福祉協議会がやるのか。自立支援協議会が各区にあるが、新しい会議体ができるたびに同じような人の会議が増えるのはどうかと思う。
- (事務局)協議会の設置は自治体がきちんとやるようにと言われているので、横浜市と 18 区が力を合わせて推進する。確かに会議体がたくさんあり、横並びにすると地域ケアプラザは市民利用施設としてかなり期待値が高いことはよくわかっている。区の特性により推進状況が違う部分もあり、既存のものをどのように生かすか検討が必要であろうと思う。皆さんが会議体に引っ張られ、それに出ることに疲弊することは意味がないことだと思っているので、今あるものと機能を共有できるか検討していきたい。即行性のあるものについて策定・推進委員会の意見にもあったが、すぐ金銭搾取にあう等の経済的な虐待を受けているケース等もあることを想定して、優先順位をつけてどこから機能を強化するべきか協議したい。
- (坂田委員) 中核機関の中の具体的方策で親族後見人の支援は具体的に何をやってくれるのか。 周りに親族後見人はたくさんいるが、特に何もしてもらっていない。
- (西尾分科会長) 今、無いので必要性が言われてきている。
- (事務局) 親族後見人の支援に関して、横浜生活あんしんセンターでは、親族後見人になる前の申立手続き等の講座や、後見人に就任されている親族の方向けに、事務報告書の書き方や財産管理を学ぶ研修を行っている。また、常に相談対応は行っており、親族後見人の方からの相談も受けている。具体的には「今回、家庭裁判所にこのような書類を出すのだが書き方がわからない」「今、後見業務をやっている中、このようなことが不安」等の相談に答えている。さらにセンターでは法人として後見人等を受任して活動しており、常に家庭裁判所とも意見交換等のやりとりを重ねているため、一定の後見業務等や被後見人支援の相談に答えられている。しかし、説明にあった区の協議会の機能について、現在の区の中にはそのような機能がほとんどない。区社協あんしんセンターで実施する権利擁護事業でも、判断能力のある方と契約を結んだ後のサービス提供になり、後見業務は行っていない。新しく作られる区の協議会は後見人支援の土台がない中、様々な役割を担ってもらうのは、かなり厳しく、今後の課題となる部分であり、今後検討を進めていく必要がある。
- (岩屋口委員) これも今後の検討事項なのかもしれないが、地福計画の中に後見人のマッチングの話がある。資料5-2を見ると、市民後見人の推薦が区の協議会のところに書かれているので、今後、協議会でマッチングのことを考えていくことになるのか。
- (事務局) マッチングのところも求められており、そこが利用者がメリットを感じられる後見制度につながると思う。この先には必要な機能なのでご指摘のとおり、これから専門職団体の方の助言を受けながら、あるいは家庭裁判所と連携しながら検討していきたい。
- (小林委員) 中核機関が入るのは良いが、現在、いろいろなところで後見人の相談がある中、

すぐに中核機関に繋がればよいが、すんなり中核機関に流れるのか疑問に思う。その流れ をきちんと整理するのが良い。

- (青木委員) 民生委員の立場から資料 5-1 で説明いただいたように、2025 年には5人に1人が高齢者というデータがある。民生委員の1番大きな仕事は地域の見守りで、その中で、成年後見の制度をできるだけ早く皆様に知らせ紹介しなくてはいけない。区の協議会の構成の中に金融機関等とあるが、等の中に警察の振込詐欺関係を扱う部門がリンクしている場合が多いので、全体の仕組みは皆さんが話し合われているような形で良いと思うが、これから急激に高齢者が増え、5人に1人が高齢者になった場合、その方の権利を守る目的で区の協議会の構成メンバーとして加えることを考えていただければと思う。
- (生田委員)皆さんの話を聞いていて、区の協議会は実働のイメージがするが、実際にはケアプラザや民生委員が活動する、更にその下の地域、中学校区や町内会等、一番小さいところで仕事をしている立場にいると、区の協議会ですら私達の立場からすると上になり、何かあったら頼るところになる。その意味では、現場で後見人制度や権利擁護が推進していけるよう、イメージが落ちてくるような形まで中核機関がフォローしてもらえるとありがたい。また、地域ケアプラザが地域の拠点と言われているが、地域包括支援センターも基本的には高齢者、デイサービス等も高齢者、ケアマネージャーも高齢者で高齢者は人数の関係もありと小さい圏域で対応すべきと思うが、障害関係や子ども関係は割と区域範囲で制度が進んでいるところもある。そのあたりは地域包括支援センターとしても自分の地域だけでなく足並みを揃えなくてはいけないと聞いていた。ただ、区の協議会になると区によっては地域包括支援センターが10箇所あるので、代表として出すのかどのようにメンバーを選ぶのか疑問があった。
- (西尾分科会長)皆さんから具体的な提案をかなりいただいたと思う。この後の(3)の議事のところで、これを具体化するためのご意見・ご提案をいただくことが重要。計画の中では、中核機関と協議会が利用促進の柱になるものなので、枠組みを打ち出していきたい。なんといっても利用促進は、必要な方につなげていくための即行機能、ワンストップの相談機関で問題解決するイメージと強い期待がある中、どう具体化するかである。意見としてもいただいた、それぞれの相談機関の多様なネットワークにより問題解決を図っていく機能を高めていくための協議会を組織していく形とする一方、様々な協議会やネットワーク組織があるので、役割を調整して重複しないようにというのも今後の課題になるだろう。横浜市の枠組みは事務局案のように、中核機関を市で1箇所、市の協議会をひとつ、区の協議会を18設置するフレームにしたいということで、横浜のこれまでの取組や実績、あんしんセンターの活動や各区での成年後見サポートネットの取組等、実態を踏まえてご提案をいただいている。本日の意見を踏まえてまた具体化していくが、提案されている枠組みはこれで概ねよろしいか。
- (宮川委員) 成年後見制度利用促進基本計画を推進していくということで、あんしんセンター のことは知っているが、先程、その他に法人後見を受任しているところが5つあると説明 されたが、実際、どこでどうやっているのかわからない。今、5つあると言われたが、増える可能性もあるのか。市がやっているところとの関係はどうなのか知りたい。

- (事務局) 法人後見について、今、横浜生活あんしんセンターで行っているよこはま法人後見連絡会に、横浜市内で法人後見を行い、実際に受任している団体が5つ参加している。さらに受任の実績はないが、受任を目指している団体が5つ団体あり、全部で10団体である。連絡会は情報交換・共有が中心であったが、これから法人後見は注目されていくので、連絡会をとおして各団体の存在をアピールしていこうとしている。実は、各法人それぞれ事情を抱えており、これ以上受任できない或いは、会員の条件がある等、積極的にはPRしていない面もあった。現在法人後見をPRするリーフレットを作成中である。
- (西尾分科会長)計画原案(案)については、(1)で説明したように進める。中核機関と協議 体の機能については、本日いただいた意見も踏まえて案を基本に今後具体化していく。地 域連携ネットワークの構築に向けた中核機関、協議会の機能等の今後の検討について、資 料5-3の説明をお願いする。
- ・事務局より資料5-3について説明
- (西尾分科会長) ネットワーク構築に向けた中核機関と協議会の機能等の今後の検討について、 基本計画自体は今年度に策定終了し、来年度から実施となる。中核機関と協議会は平成32 年度からで、平成31年度は、全体会、相談支援部会、利用支援部会で必要なテーマ、本日 かなり具体的なご意見もいただいたが、そのあたりの議論、大きく利用支援と相談支援と 全体というところで課題を分けて整理をして検討していく会議体を設けていく提案であ る。ご意見ご質問等はあるか。
- (松木委員) 平成 31 年度に全体会、相談支援部会、利用支援部会ということで各部会を作っていただくということだが、先程の話と同様、いろいろな会議が重複しないように配慮いただき、できるだけ早期に日程を出していただけるとありがたい。関係団体は皆そう思っているのでよろしくお願いしたい。
- (宮川委員)健康福祉局では民間の人を集めていろいろな会議があるが、そのような会議の年間の計画表は作れないのか。我々は、1年間の計画と総会の日にちまで全部作ってしまうのだが。急に年度末に色々な会議が重なることがあるので、もう少し計画的に一覧表を作れないものか。
- (事務局) 皆様には、いろいろな会議にでていただき本当に恐縮である。私どもで整理をさせていただき、早めに計画を出す形で皆様の出席しやすい環境を作りたい。引き続きご協力いただければと思う。
- (宮川委員) 横浜市の会議はたくさんあるので、もう少し横の連携をとって、市全体のスケジュール表は作れないのか。
- (事務局)情報を集め、なるべく重複しないような形で他の計画スケジュールと組み、できる だけ回数も抑えてやらせていただくのでよろしくお願いしたい。
- (西尾分科会長)進め方については、具体的に次年度の検討の枠組みを示していただいたので、よろしくお願いしたい。よろしければ(3)について、「横浜市で権利擁護の取組を進めるために各団体で実施できること」ということで、計画自体は横浜市の計画だが、推進については各団体が協力しながら、という提案である。資料6の説明を事務局にお願いする。
- (3) 横浜市で権利擁護の取組を進めるために各団体で実施できること【資料 6】

- ・事務局より資料6について説明
- (西尾分科会長) 団体名、課題や意見、取組への課題等が示されているが如何か。
- (松木委員) 資料6では、弁護士会で取り組める流れで登場するのが場面4と5の候補者の推薦の部分になっている。ここはもちろん対応するが、もう少し広くても良いかと思う。最初の相談の受理の場面や最後の場面の6、7の後見人への支援に携わらなくて良いとは思えない。これまでもこれからも弁護士会として対応していくのでもう少し広く携われる場面をいれていただいて良いと思う。
- (岩屋口委員) リーガルサポートも同じ意見である。
- (生田委員) 今さらの質問であるが、場面の 1 があり、 2, 3、4、5 と流れる中、別に2だけや4だけはないが、そもそも2 とか3 とかどういう分けなのか。場面に2 と3 があって、4 と5 があるのは何か理由があるのか。なんとなく上の2 と3 は真ん中で動きがあるので分かるが、4 と5 あたりはよくわからない。どのようになっているのか。
- (事務局) 国が示している目詰まり感として、「川の流れに沿って」と示されているので、特にここが詰まってしまうと先に進まず利用が促進しない。 4 が何というより制度の利用促進が進んでいくように検討をしていきたい。
- (西尾分科会長) そこは、それぞれの団体の、より積極的な協力をという意向ということでよいか。これを具体化していくにあたり、全体の流れが上手く進んでの利用促進が図られるので、場面も限定的に係るものではなく、むしろ積極的な発言をいただいたということ。その他、特にご意見がないようでしたら、家庭裁判所の方から全体を通してご意見等頂戴できればと思う。
- (オブザーバー) (横浜家庭裁判所) 先程の資料①のフロー図については、国の手引きの中に「場面 1 」等書いてあると思う。

家庭裁判所の方からは、前回7月の分科会では、中核機関設置について、市や社協だけでなく皆様方、専門職の知識を活用させて設立する必要があると話をさせていただいた。本日の議論を聞かせていただいても改めて必要と感じた。家庭裁判所としても司法の機関として、連携が取れるところは取らせていただき、中核機関が横浜市にできるようにこちらも関わっていきたいと改めて思ったので、よろしくお願いします。

(西尾分科会長) ありがとうございます。今後とも、よろしくお願いします。「各団体等で」と 事務局から話があったが、それぞれの単独ではなく団体が相互に協力し、顔の見える関係 もできつつあるので、その中で推進がはかられるようにご協力お願いしたい。

4 その他

(事務局) 今後について、資料3で示したように横浜市地域福祉保健計画は11月22日に横浜市地域福祉保健計画の策定・推進委員会があり、その後2月の市会で議決後、確定していく流れになる。本日いただいたご意見は、策定・推進委員会にも改めて報告させていただく。また、今後、計画を進めていくにあたり、専門職の方、相談機関の方、当事者団体、家族会の皆さんの力なくしては、身のあるものが作り上げられないので、お互いに力を出し合って一緒に取組を推進していければと思っている。今日は、活発な議論をありがとう

ございます。今後とも、皆様にお声がけさせていただくので何卒よろしくお願いします。

- (宮川委員) 成年後見制度利用促進基本計画を進めるにあたり、家族として後見人を受ける人が頼んだのに横領等されてしまうと非常に困るという意識がある。それが保険で補える等、 財産を横領されないような仕組みや保証がされないとなかなか伸びないと思うので、是非、 取り組んで欲しい。
- (西尾分科会長) その他、委員の皆様から情報提供でもよいが何かあるか。本日は、活発な議論をありがとうございました。これを是非反映させて、良い利用促進基本計画、地域福祉保健計画を進めていただければと思う。これで本日の議事を終了する。進行を事務局にお返しする。
- (事務局)本日は熱心なご議論を、ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の会議 を閉会させていただく。今後とも、どうぞよろしくお願いします。

閉会

資 料 ○平成 30 年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会 3 第 2 回 次第

- ○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3委員名簿 当日座席表
- 資料1 平成30年度 第1回 分科会3の振り返りについて
- 資料2 平成30年度 第2回 分科会3の検討内容について
- 資料3 第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール 平成30年度
- 資料 4-1 平成 30 年度 第1回 横浜市地域福祉保健計画策定·推進委員会 委員意見
- 資料4-2 素案に対するパブリックコメントとその対応
- 資料4-3 第4期横浜市地域福祉保健計画原案(案) <成年後見制度利用促進基本計画部分>
- 資料4-4 第4期横浜市地域福祉保健計画原案(案)資料編 抜粋
- 資料5-1 横浜市 権利擁護の現状とニーズの増加に関するデータ
- 資料5-2 横浜市 中核機関と協議会の関係図 (イメージ)
- 資料5-3 地域連携ネットワーク構築に向けた中核機関と協議会の機能等の今後の検討について(案)
- 資料6 権利擁護の取組を進めるために各団体で実施できること
- 参考資料① 「中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割」
- 参考資料② 「地域連携ネットワーク」
- 参考資料③ 「成年後見サポートネット」